

大阪地方裁判所がAさんの転勤命令と解雇は無効の決定！ 会社（ホロニクスグループ<医誠会他>）はAさんを復職させよ！

毎日放送がAさんの解雇無効の訴えをテレビで報道！

ホロニクスグループ（医誠会ほか）のインテリジェントヘルスケア（以下会社という）を不当解雇されたAさんは、昨年9月、地位保全等仮処分の申立を大阪地方裁判所に行い、今年2月15日、解雇無効・賃金仮払いを命ずる決定を勝ち取りました。Aさんは3月18日、大阪地裁に地位確認の本裁判を提起し、毎日放送がテレビで取り上げ報道しました。今後はマスコミも注目する中、コロナ禍、ホロニクスグループ内でおきた労働条件の不利益変更（一日30分の時間延長・休日の削減により実質的に年間25日もの無償労働が発生という昨年7月の就業規則改定）に端を発するAさんに対する転勤命令と解雇の不当性をめぐって裁判が開始されることとなります。

会社は「ユニ配布等禁止の仮処分を取り下げろ！」

組合は、昨年8月、ユニオンおおさかの仲間とともに、会社の職場と医誠会東淀川病院前において労働条件の不利益変更や解雇に反対するビラを配布しました。会社は昨年9月、組合に対して、ビラの内容が事実と異なるとしてビラ配布禁止等の仮処分をしてきたのです。憲法・労働組合法で保障された労働組合の正当なビラ配布の権利を否定するのは暴挙です。組合が裁判で「虚偽の事実を記載」という会社の主張の不当性を訴えたところ、裁判所の判断・決定を待たずに会社は申立を取り下げて今度は損害賠償請求を提訴してきたのです。こうした会社の対応は許されません。

解雇撤回・就業規則改悪撤回の取り組みに「支援を！」

医誠会ほかホロニクスグループで働く仲間の皆さん！労働時間増・実質賃金減の実施は働く者にとって重大問題です。職場の意見をまとめ、これに疑問を呈したAさんが懲罰的に転勤を命じられ解雇されるのは絶対に許されません。多くの仲間が退職を余儀なくされています。皆で力を合わせ、不当な異動や解雇に反対し職場の労働条件の改善に取り組みしましょう！私たちの取り組みに対してご理解、ご支援をどうぞよろしくお願いします。

2021年3月

〔全国一般ユニオンおおさか〕のホームページをwebで検索して下さい

全国一般大阪地方労働組合

ユニオンおおさか

先 激励
ホロニクスグループ支部
大阪市東成区中道3-2-34
06・6977・9381

先 抗議

医療法人医誠会
理事長 谷 幸治
大阪市北区西天満4・11・23
FAXTEL 06・6312・2151
06・6312・2257

相談先 Eメール osakachihon@mb5.seikyou.ne.jp

秘密厳守！何でもお気軽にメール相談ください！

全国一般ユニオンおおさか・ホロニクスグループ支部